

!! 子育て世帯の住替えを支援 !!

子育てしやすい良好な住宅への住替えを支援するため、既存住宅購入費用や礼金、仲介手数料、引っ越し運送費用など、初期費用の一部を助成します。

<子育て世帯住替え助成金>

賃貸住宅へ住替え
又は
既存住宅購入の方

最大 **25** 万円

助成対象経費
合計額の
1/2

基本額
(子育て世帯)

15 万円

+

多子世帯
の場合

5 万円加算

+

親世帯との
同居又は近居
の場合

5 万円加算

多子世帯



子ども※、妊娠している者
の子が3人以上いる世帯

※18歳に達する日以降の最初
の3月31日までの間にある者

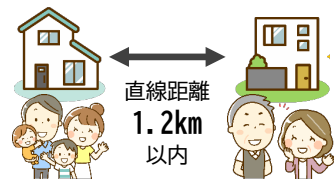
親世帯との同居



子育て世帯+親世帯

両世帯の合計所得で、政令月収
259,000円以下であること

親世帯との近居



子育て世帯 親世帯


両世帯の住居が直線距離で
1.2km以内であること

本助成金を利用し、既存住宅購入の際に住宅ローン【フラット35・地域連携型】を利用する場合、金利引き下げ（当初5年間 年▲0.25%）を受けることができます。

募集期間：令和3年4月1日（木）から令和4年2月28日（月）まで

※助成金の申請受付は、募集期間内・予算の範囲内で先着順とさせていただきます。

■ 助成対象となる世帯 ■ 下記のすべての要件を満たしていることが必要です。

チェック	助成対象となる世帯の要件																		
<input type="checkbox"/>	<p>○ 以下のいずれかに該当する子育て世帯であること（転居後の住宅への入居時点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 扶養する子ども（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）がいる世帯 ・ 妊娠している方がいる世帯 																		
<input type="checkbox"/>	<p>○ 表に定める住宅間で転居を行う世帯であること</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #fce4ec;">転居前の住宅（福岡市内外）</th> <th style="background-color: #fce4ec;">転居後の住宅（福岡市内）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 申請者又は同居者が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅 ○ 勤め先の会社が所有又は借り上げている社宅等の住宅 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 申請者又は同居者が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅（申請者又は同居者の2親等以内の親族が所有する住宅（持家）を除く） ○ 申請者又はその配偶者が、所有者から購入した既存住宅（中古住宅）（新築物件購入は対象外です） </td> </tr> </tbody> </table> <p>※公営住宅、UR賃貸住宅などの公的賃貸住宅、申請者が所有する住宅からの住替え、それらの住宅への住替えは対象外です。</p>	転居前の住宅（福岡市内外）	転居後の住宅（福岡市内）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請者又は同居者が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅 ○ 勤め先の会社が所有又は借り上げている社宅等の住宅 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請者又は同居者が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅（申請者又は同居者の2親等以内の親族が所有する住宅（持家）を除く） ○ 申請者又はその配偶者が、所有者から購入した既存住宅（中古住宅）（新築物件購入は対象外です） 														
転居前の住宅（福岡市内外）	転居後の住宅（福岡市内）																		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請者又は同居者が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅 ○ 勤め先の会社が所有又は借り上げている社宅等の住宅 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請者又は同居者が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅（申請者又は同居者の2親等以内の親族が所有する住宅（持家）を除く） ○ 申請者又はその配偶者が、所有者から購入した既存住宅（中古住宅）（新築物件購入は対象外です） 																		
<input type="checkbox"/>	<p>○ 前年における世帯の政令月収が、<u>259,000円以下</u>の世帯であること（世帯の前年の総所得金額が表に定める金額以下であれば、助成対象の目安となります）</p> <p>政令月収 = (世帯の年間総所得金額 - 控除合計金額) ÷ 12</p> <p>※政令月収の計算方法は、福岡市ホームページをご覧ください。 ※下記の総所得金額であっても、必ずしも助成対象になるとは限りませんので、目安としてご参考ください。 ※令和2年の所得が確定するまでは、令和元年（平成31年）の所得を確認します。（市役所への申請日を基準として、所得確認する年を分けます。）</p> <p>【令和2年の所得確認⇒給与所得のみの方…5/19以降、それ以外の方…6/11以降】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #fce4ec;">世帯人数</th> <th style="background-color: #fce4ec;">2人</th> <th style="background-color: #fce4ec;">3人</th> <th style="background-color: #fce4ec;">4人</th> <th style="background-color: #fce4ec;">5人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #fce4ec;">総所得金額</td> <td>3,588,000円</td> <td>3,968,000円</td> <td>4,348,000円</td> <td>4,728,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>⇒6人以上の場合については、窓口までご相談ください。</p> <p>※市街化調整区域の校区に転居される場合、<u>政令月収の要件はありません。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #fce4ec;">行政区</th> <th style="background-color: #fce4ec;">市街化調整区域の校区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #fce4ec;">東区</td> <td style="background-color: #fce4ec;">志賀島・勝馬</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #fce4ec;">早良区</td> <td style="background-color: #fce4ec;">脇山・内野・曲淵</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #fce4ec;">西区</td> <td style="background-color: #fce4ec;">北崎・今津・能古・玄界・小呂</td> </tr> </tbody> </table> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  </div>	世帯人数	2人	3人	4人	5人	総所得金額	3,588,000円	3,968,000円	4,348,000円	4,728,000円	行政区	市街化調整区域の校区	東区	志賀島・勝馬	早良区	脇山・内野・曲淵	西区	北崎・今津・能古・玄界・小呂
世帯人数	2人	3人	4人	5人															
総所得金額	3,588,000円	3,968,000円	4,348,000円	4,728,000円															
行政区	市街化調整区域の校区																		
東区	志賀島・勝馬																		
早良区	脇山・内野・曲淵																		
西区	北崎・今津・能古・玄界・小呂																		
<input type="checkbox"/>	○ 生活保護等を受給していない世帯であること																		
<input type="checkbox"/>	○ 転居前の住宅の直近6か月間の家賃の未払いがないこと																		
<input type="checkbox"/>	○ 福岡市の市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）の滞納がないこと																		
<input type="checkbox"/>	○ 転居前の居住地における市区町村税に滞納がないこと（転居前が福岡市以外の場合）																		
<input type="checkbox"/>	○ 暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではない世帯であること																		
<input type="checkbox"/>	<p>○ 過去に本要綱に基づく助成金を受けていない世帯であること</p> <p>※結婚（再婚）、離婚、死別、子の誕生・独立、トラブルによる転居等、世帯構成人員の増減がある際は、再度申請できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。</p>																		

■ 住替え後の住宅の要件 ■ 下記のすべての要件を満たしていることが必要です。

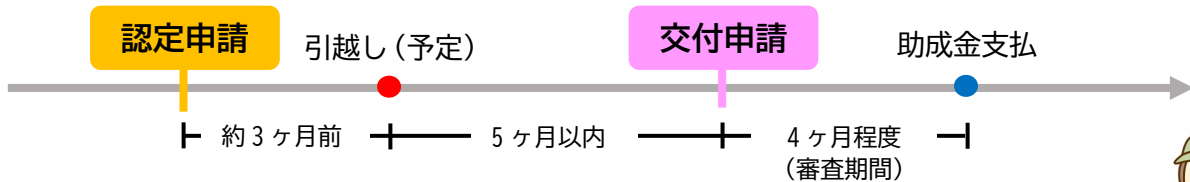
チェック	住替え後の住宅の要件												
□	<p>○ 表に定める専用面積を有する住宅であること</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th style="background-color: #fce4ec;">世帯人数</th> <th style="background-color: #fce4ec;">2人</th> <th style="background-color: #fce4ec;">3人</th> <th style="background-color: #fce4ec;">4人</th> <th style="background-color: #fce4ec;">5人</th> <th style="background-color: #fce4ec;">6人</th> </tr> <tr> <th style="background-color: #fce4ec;">住戸専用面積</th> <td>30㎡以上</td> <td>40㎡以上</td> <td>50㎡以上</td> <td>57㎡以上</td> <td>66㎡以上</td> </tr> </table> <p>〈面積を確認する際の注意事項〉</p> <p>ア. <u>6人を超える場合は次の算出式で計算する。</u> 住戸専用面積 = (10㎡×世帯人数+10㎡) × 0.95</p> <p>イ. <u>妊娠中の者は2人とする。</u></p> <p>ウ. <u>子どもが10歳未満の場合は、子どもを下記の人数に置き換えた後の総世帯人数を、下記の式に代入して計算する。</u> (子の年齢) 3歳未満…0.25人 / 3歳以上6歳未満…0.5人 / 6歳以上10歳未満…0.75人 ※上記により、世帯人数が2人に満たない場合、世帯人数は2人とする。 (式) 世帯人数2～4人・・・10㎡×世帯人数+10㎡ 4人を超える・・・(10㎡×世帯人数+10㎡) × 0.95</p> <p>エ. 同居する場合は、住替え後に同居する人数で算出する。 オ. 住戸専用面積は壁芯にて算出する。</p>	世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人	住戸専用面積	30㎡以上	40㎡以上	50㎡以上	57㎡以上	66㎡以上
世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人								
住戸専用面積	30㎡以上	40㎡以上	50㎡以上	57㎡以上	66㎡以上								
□	<p>○ 住宅の家賃（管理費、共益費、水光熱費及び駐車場使用料等を除く。）が、表に定める金額以下であること（※既存住宅購入の場合は除く（妊娠中の者は2人とする））</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th style="background-color: #fce4ec;">世帯人数</th> <th style="background-color: #fce4ec;">2人</th> <th style="background-color: #fce4ec;">3人</th> <th style="background-color: #fce4ec;">4人</th> <th style="background-color: #fce4ec;">5人</th> <th style="background-color: #fce4ec;">6人以上</th> </tr> <tr> <th style="background-color: #fce4ec;">家賃</th> <td>70,000円</td> <td>75,000円</td> <td>80,000円</td> <td>85,000円</td> <td>90,000円</td> </tr> </table>	世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人以上	家賃	70,000円	75,000円	80,000円	85,000円	90,000円
世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人以上								
家賃	70,000円	75,000円	80,000円	85,000円	90,000円								
□	<p>○ 昭和56年6月1日以降に建築され、新耐震基準を満たす住宅であること</p> <p>ただし、耐震改修工事を実施している場合又は耐震診断を受けて耐震性能があることが確認されている場合についてはこの限りではない。</p> <p>(※昭和56年6月1日以降に建築された住宅でも、規模によっては、昭和56年5月31日以前に着工され、新耐震基準を満たさない住宅の可能性があります。新耐震基準を満たす住宅かどうか、助成金交付申請前に不動産会社等へご確認ください。)</p>												

■ 助成対象となる経費 ■ 申請世帯が、事業者（不動産、引越業者）に支払う経費

	助成対象となる経費	助成対象とならない経費
初期費用等	<ul style="list-style-type: none"> ○既存住宅購入費用 ○礼金 ○仲介手数料 ○火災保険料 ○家賃債務保証料 ○転居前の住宅に係る原状回復費用 	<ul style="list-style-type: none"> ×敷金 ×契約時に払う家賃、共益費、管理費 ×鍵交換費用 ×転居前後の住宅の清掃又はクリーニング費用
引越し費用	<ul style="list-style-type: none"> ○引越し運送費用 ○荷造りや荷解きに係る費用 (人件費や梱包資材に係る費用など) ○引越しに伴うエアコン、洗濯機などの取り外し・取り付けに係る電気設備工事費用 ○引越しに伴う不用品の処分費用 	<ul style="list-style-type: none"> ×引越し業者が行う消毒またはハウスクリーニングに係る費用 ×公共料金等の名義変更代行サービスにかかる費用 ×挨拶品の手配に係る費用 ×引越しに係る友人等への謝礼金

注意：① 家主から立退料（移転引越し費用等）が支払われている。
② 就職や転職等のため、会社等から移転引越し費用等が支払われている
⇒ 上記①②の場合、助成対象経費から各支給額等を差し引いた額の1/2で計算します。
※ 計算した額に100円未満の額が生じた場合は、切り捨てます。

■ 助成金の申請期限・お支払いについて ■



認定申請 引越し前に対象要件に当てはまるかどうか確認したい方

申請期限：引越し予定日の**3ヶ月～1ヶ月前**

※申請は、令和4年2月28日までに引越し・交付申請が可能な方に限ります。

※既に引越し先が決まっている方は、交付申請によりご申請ください。

【フラット35・地域連携型】を利用される方

※要件がありますので、詳しくは福岡市HPをご覧ください。

※【フラット35】地域連携型利用対象証明書の発行に期間（2ヶ月程度）を要しますので、お早目にご申請ください。

《フラット35の詳細について》

・住宅金融支援機構のホームページ (www.flat35.com)

・お客様コールセンター (0120-0860-35 / 祝日・年末年始以外 9:00~17:00)

交付申請 助成金の申請をされる方

申請期限：引越し日から**5ヶ月**以内

※5か月以内でも、令和4年2月28日を過ぎると申請できません。

- すべての支払いが完了した後に交付申請を行ってください。
- 交付申請から成金支払いまでは、4ヶ月程度の期間を要します。

■ 注意事項 ■

- 申請は、窓口又は郵送で受け付けます。必要書類については、福岡市HPをご確認ください。
- 助成金の支給要件に該当するかご不明な場合には、事前にご相談に応じますので、お気軽にお問い合わせください。
- 申請受付の際、担当が不在の場合には、お待ちいただくこととなりますので、お手数ですが、事前に電話連絡いただきますようお願いします。

■ お問い合わせ・申請窓口・郵送先 ■

福岡市役所 住宅計画課 子育て世帯住替え助成事業担当 (市役所本庁舎3階)

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1

TEL : 092-711-4279 (平日 9:00~12:00/13:00~17:00) FAX : 092-733-5589

<ホームページ>

https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/jigyochosei/life/sumikaejyosei_2.html

福岡市 子育て世帯住替え助成

検索

クリック!